

証券コード 7077

2026年5月13日

(電子提供措置の開始日 2026年5月1日)

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目10番1号

株式会社A L i N K インターネット

代表取締役CEO 池田 洋人

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「A L i N K インターネット」又は「コード」に当社証券コード「7077」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら「株主総会参考書類」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、事前に郵送により、2026年5月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日時 2026年5月28日(木曜日)午前10時  
(受付開始は午前9時半とさせていただきます。)
2. 場所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザビル 12F  
ステーションコンファレンス池袋 Room 1  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第13期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)  
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、下記の事項を記載しておりません。したがって当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
  - ・連結株主資本等変動計算書
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・計算書類の個別注記表
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 【会社説明会開催のご案内】

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、株主総会終了後、同会場にて会社説明会を開催することいたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当事業の現状に即して事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、代表取締役会長と代表取締役社長の選定を予定しておりますが、代表取締役会長による株主総会の招集及び議長就任を可能にするため現行定款第14条（招集権者及び議長）を変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13.（条文省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p> <p>14. 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>（招集権者及び議長）</p>	<p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～13.（現行どおり）</p> <p>14. <u>宿泊施設の企画、所有、経営及び運営管理</u></p> <p>15. <u>住宅宿泊運営及び住宅宿泊管理</u></p> <p>16. <u>資産運用及び管理に関するコンサルティング</u></p> <p>17.（現行どおり）</p> <p>（招集権者及び議長）</p>
<p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</p>	<p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長又は取締役社長が招集する。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会長又は取締役社長が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p>

## 第2号議案 取締役4名選任の件

当社の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いけだ ひると 池田洋人 (1974年10月6日生)  再任	1997年 4月 株式会社ハレックス入社 1999年 10月 気象予報士取得 2002年 5月 株式会社ウェザーライン入社 2003年 6月 ヤフー株式会社 (現：LINEヤフー株式会社) 入社 Yahoo!天気情報プロデューサー 2005年 6月 株式会社ありんく入社取締役COO 2013年 3月 当社設立 代表取締役CEO (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エンバウンド取締役	815,900株
2	まつもと しゅうし 松本修士 (1975年5月29日生)  再任	2001年 12月 株式会社パソナ入社 2003年 8月 ヤフー株式会社 (現：LINEヤフー株式会社) 入社 2005年 9月 株式会社ライブドア入社 2006年 9月 株式会社ありんく入社 2008年 4月 同社 取締役CTO 2013年 3月 当社設立 取締役CTO 2021年 5月 当社 取締役CTO退任 2025年 5月 当社 取締役システム開発部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社松屋インターナショナル代表取締役	278,200株
3	とみだともひさ 富田知尚 (1985年1月26日生)  再任	2008年 4月 株式会社リクルート (現：株式会 社リクルートホールディングス) 入社 2011年 10月 グーグル株式会社 (現：グーグル合同会社) 入社 2016年 10月 株式会社アトムス設立 代表取締役 2017年 10月 当社 取締役CSOサービス統括部長 2023年 3月 当社 取締役ビジネス開発部長 (現任) (重要な兼職の状況) なし	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	しばたゆきお <b>柴田幸夫</b> (1968年7月24日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1992年10月 監査法人トーマツ (現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2002年5月 UBS証券会社(現：UBS証券株式会社) 入社 2005年4月 株式会社ロケーションパリュウ 取締役 2007年8月 オプトエナジー株式会社(現：株式会社フジクラ) 取締役 2010年6月 ジン・パートナーズ株式会社設立 代表取締役社長(現任) 2018年5月 株式会社エヌリンクス(現：株式会社コレックホールディングス) 社外取締役 2018年5月 当社 社外監査役 2019年2月 当社 社外取締役(現任) 2020年5月 株式会社エヌリンクス(現：株式会社コレックホールディングス) 社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社コレックホールディングス社外取締役	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴田幸夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 柴田幸夫氏は、経営者及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社の経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただくことで、客観的かつ公正な立場に立つて経営の監視と監督を行うことができると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年3か月となります。
4. 当社は、柴田幸夫氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。本議案の候補者全員は、選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期中中に同内容で更新することを予定しております。
6. 当社は、柴田幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人三優監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、監査法人銀河を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が監査法人銀河を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制及び監査報酬等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年4月1日現在)

名 称	監査法人銀河
主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区南一条西7丁目12-6 パークアベニュービル6階
沿 革	2008年12月 監査法人銀河 設立 北海道事務所・本部及び東京事務所 設置 2021年6月 富山事務所 設置 2022年7月 北海道事務所・名古屋支所 設置
概 要	関 与 会 社 数 35社 人 数 代表社員 9名 社員 6名 公認会計士 40名 その他 7名 外部の経営管理委員 1名 合計 63名

以上

# 事業報告

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復してきており、個人消費は持ち直しの動きがみられるほか、インバウンド需要の拡大などで緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは“未来の予定を晴れにする”を経営理念として、主力サービスである天気予報専門メディア「tenki.jp」を一般財団法人日本気象協会との共同事業として運営しております。

tenki.jp事業においては、安定的なPV(ページビュー)数の増加とPV当たり広告単価の維持に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,015,965千円(前期比14.4%増)、営業損失94,618千円(前期は営業利益43,396千円)、経常損失63,079千円(前期は経常利益62,226千円)、親会社株主に帰属する当期純損失272,456千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益57,254千円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。

(tenki.jp事業)

当連結会計年度のPV数は、主要検索エンジンでの検索ランキングは直近24ヶ月で最高水準を記録したものの、降水量の減少(主要5大都市の降水量は前期比大幅減)に加え、AI検索の台頭、検索エンジンやブラウザ独自の気象データ表示の影響により、検索エンジンからの流入数が減少し前期比88.5%の53億PVとなりました。

PV当たり広告単価は、前期比100.8%となりました。

費用面に関しては、将来の売上高及び利益の向上を目的として、新たな収益

モデルの構築に向けた人件費や開発費等の投資を継続しております。

この結果、売上高554,131千円（前期比14.2%減）、セグメント利益179,959千円（前期比36.6%減）となりました。

#### （IPプロデュース事業）

当連結会計年度においては、温泉地でしか購入できない「温泉むすめ」のグッズ販売や温泉地の魅力を発信するイベントの開催等は計画に対し順調に推移いたしましたが、ぽか活アプリの開発費用51,204千円に加え、のれんの償却33,680千円を計上したことなどにより、売上高286,390千円（前期比94.6%増）、セグメント損失115,604千円（前期は75,048千円の損失）となりました。

#### （太陽光コンサルティング事業）

太陽光コンサルティング事業は、従来、既存のtenki.jp事業以外の新規事業の一環として「その他の事業」に含めて表示しておりましたが、当社グループの売上高に占める割合が増したため、太陽光コンサルティング事業として新規の報告セグメントとすることに変更いたしました。本事業では、太陽光発電設備のセカンダリー市場において、一時的に太陽光発電設備を保有することにより、売電収入を得ております。この結果、売上高133,289千円（前期比88.3%増）、セグメント利益129,081千円（前期比89.1%増）となりました。

#### （その他の事業）

その他の事業では、既存のtenki.jp事業以外の事業領域の拡大のため新規事業への参入を図っており、ダイナミックプライシング事業を進めております。本事業では、ダイナミックプライシング事業に先立つPoC（実証実験）として、首都圏においてレンタルスペースの運営を行っております。この結果、売上高42,153千円（前期比68.9%増）、セグメント損失31,521千円（前期は23,631千円の損失）となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度において実施した重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当連結会計年度中に、今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、金融機関より当座貸越契約を利用した短期借入金として300,000千円の調達を実施しました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2023年2月期)	第11期 (2024年2月期)	第12期 (2025年2月期)	第13期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (千円)	—	—	888,430	1,015,965
経 常 利 益 (千円) または経常損失 (△)	—	—	62,226	△63,079
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	—	57,254	△272,456
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	31.73	△150.79
総 資 産 (千円)	—	—	1,834,866	1,840,485
純 資 産 (千円)	—	—	1,661,145	1,388,689
1株当たり純資産 (円)	—	—	919.30	768.50

(注) 第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期以前の各数値は記載しておりません。

### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2023年2月期)	第11期 (2024年2月期)	第12期 (2025年2月期)	第13期 (当事業年度) (2026年2月期)
売 上 高 (千円)	685,491	609,962	741,239	729,574
経 常 利 益 (千円)	197,879	91,522	136,573	58,251
当 期 純 利 益 (千円) または当期純損失 (△)	140,176	102,603	132,023	△347,225
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失 (△) (円)	65.95	57.17	73.16	△192.17
総 資 産 (千円)	1,561,593	1,669,979	1,880,111	1,782,365
純 資 産 (千円)	1,488,733	1,591,471	1,735,914	1,388,689
1株当たり純資産 (円)	829.46	886.70	960.68	768.50

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、生活接点から行動変容データを蓄積し、外出行動に関わる体験価値を創出する「生活接点データ企業」へ向けて、事業拡大を図り、競争優位性を確保することで持続的な成長を目指しております。

この目的を実現させるため、当社グループは以下の事項を重要な課題と認識し、その対応に引き続き取り組んでまいります。

#### ① 「tenki.jp」の認知度向上

当社グループは、tenki.jp事業を主たる事業としており、継続的に成長させていくことが重要であると認識しております。そのためには、当該サービスの認知度を向上させ、継続的に利用するユーザー数を増加させていくことが必要不可欠であります。引き続き、マーケティングや広報活動を強化・推進するとともに、「tenki.jp」の新しい機能やサービスの追加開発を促進してまいります。

#### ② 技術革新への対応

インターネット業界においては、AI技術の急速な進展により、市場環境が大きく変化しております。AIの進展は、開発環境の高度化や業務効率の向上といった機会をもたらす一方で、検索結果におけるAIの活用拡大により、ユーザーの情報取得行動が変化し、Webサイトへの流入に影響が生じているものと認識しております。

このような環境変化に対応するため、当社グループは新たな技術動向を的確に把握し、AIをはじめとする技術の積極的な活用を推進するとともに、ユーザーに選ばれるサービス価値の向上に取り組んでまいります。

一方で、IPプロデュース事業におけるコンテンツ制作においては、コンテンツの価値毀損を防ぐ観点から、生成AIの活用については慎重に検討してまいります。

また、事業基盤の安定的な運営の観点から、当社グループにおいては、システムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ体制の維持・強化に取り組んでまいります。

#### ③ 新たな事業の展開

当社グループは、基幹事業であるtenki.jp事業を伸張させるとともに、中長期的な企業価値の向上に向けて、新たな収益の柱となる事業の創出が重要であると認識しております。

そのため、気象データや生活接点データを活用した新規事業の開発を推進してまいります。

また、すでに開始しているIPプロデュース事業においては、コンテンツ価値の向上及び事業領域の拡張を図り、収益基盤の強化に取り組んでまいります。

④ 業務提携やM&Aの推進

当社グループは、「tenki.jp」事業の発展に加え、新たな収益機会の獲得及び事業領域を拡張することは、重要な課題であると考えております。

また、2024年5月に連結子会社化した㈱エンバウンドと事業価値を引き続き構築するとともに、引き続き、他企業との業務提携やM&Aを積極的に推進することで、非連続な成長を目指してまいります。

⑤ 人材確保及び組織体制の整備

当社グループの継続的な成長には、事業拡大に応じて多様なバックグラウンドと専門性を持った優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると認識しております。

そのため、積極的な採用を推進していく一方で、中長期にわたり活躍できる環境作りに取り組むとともに、組織力の強化に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後、更なる成長を実現するためには、事業規模拡大に応じた内部管理体制の強化が必要と認識しております。

そのため、事業規模に合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部統制及びコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

**(4) 重要な子会社の状況**

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エンバウンド	千円 30,000	% 100.0	地域活性化プロジェクト「温泉むすめ」のコンテンツプロデュース

**(5) 主要な事業内容** (2026年2月28日現在)

tenki.jp事業	一般財団法人日本気象協会との共同事業である天気予報専門メディア「tenki.jp」運営
IPプロデュース事業	地域活性化プロジェクト「温泉むすめ」のコンテンツプロデュース
太陽光コンサルティング事業	太陽光発電設備のセカンダリ市場からの調達と発電事業者への電力供給
その他の事業	ダイナミックプライシング事業

**(6) 主要な事業所** (2026年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区東池袋1丁目10-1 住友池袋駅前ビル4F

**(7) 使用人の状況** (2026年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
35名	—

(注) 上記にはパートタイマーは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	4名増	41.2歳	2年10ヵ月

(注) 上記にはパートタイマーは含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2026年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,136,900株
- (3) 株主数 2,531名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
池田洋人	815,900	45.15
松本修士	278,200	15.39
亀井友廣	51,000	2.82
株式会社 S B I 証券	22,395	1.23
一般財団法人日本気象協会	20,400	1.12
内田龍夫	16,600	0.91
橋本竜	12,000	0.66
河田健	11,600	0.64
松本敦	10,000	0.55
田畑聡志	5,900	0.32

(注) 当社は、自己株式330,068株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	株式会社ALiNKインターネット 第1回新株予約権
発行決議日	2017年10月2日
新株予約権の数	1,100個
新株予約権の目的となる株式の数	66,000株 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	159円 (注) 1
権利行使期間	2019年10月20日から 2027年9月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 2
役員の保有状況	取締役(社外役員を除く。)1名 新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 66,000株

(注) 1. 2019年8月21日付で行った1株を60株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は調整されております。

#### 2. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の1個の一部行使は認めないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社又はその子会社の取締役、監査役又は使用人(以下「当社役員等」という。)の地位を有することを要し、当社役員等の地位を失った場合は行使できないものとする。なお、新株予約権者が当社役員等の地位を失った後、再度当社役員等の地位を得た場合であっても、新株予約権の行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者は、当社が東京証券取引所その他これに類する国内又は国外の証券取引所に上場する日まで権利行使することができないものとする。
- ④ 新株予約権者が所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合、その後、当該申し出た部分について新株予約権を行使することはできない。
- ⑤ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ⑥ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決議により承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

	株式会社A L I N Kインターネット 第2回新株予約権
発行決議日	2023年3月14日
新株予約権の数	1,339個
新株予約権の目的となる株式の数	133,900株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	100円
権利行使時1株当たりの行使価額	1,019円
権利行使期間	2023年3月29日から 2033年3月28日まで
新株予約権の行使条件	(注)
割当先	取締役(社外役員を除く。) 2名 従業員 4名

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値(以下、「終値」という。)の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも本新株予約権の割当日の終値に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならぬものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	池 田 洋 人	株式会社エンバウンド取締役
取 締 役	富 田 知 尚	ビジネス開発部長
取 締 役	松 本 修 士	システム開発部長 株式会社松屋インターナショナル代表取締役
取 締 役	柴 田 幸 夫	ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 株式会社コレックホールディングス社外取締役
常勤監査役	横小路 喜代隆	日本シイエムケイ株式会社社外監査役
監 査 役	木 村 貴 弘	木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	田 嶋 清 孝	田嶋清孝公認会計士事務所所長 株式会社スタサポ会計ラボ代表取締役 株式会社ミライスピーカー社外監査役 DFree株式会社社外監査役 株式会社Jiksak Bioengineering社外監査役 株式会社MJOLNIR SPACEWORKS社外監査役 カイトク株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役柴田幸夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役横小路喜代隆氏、木村貴弘氏及び田嶋清孝氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田嶋清孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役横小路喜代隆氏及び木村貴弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また社外監査役田嶋清孝氏を同取引所に届け出予定であります。
5. 高杉雄介氏は、2025年5月29日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役柴田幸夫氏並びに社外監査役横小路喜代隆氏、木村貴弘氏及び田嶋清孝氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社役員 の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額に定めております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当社取締役会決議にて取締役の個人別の報酬決定における判断基準を明確化するため、取締役報酬のルール（以下「報酬ルール」という。）を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬（業績連動報酬や非金銭報酬はありません。）とし、取締役報酬の内容については、各取締役に求められる役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合的に勘案して決定いたします。

また、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定は社外役員が関与しており、その内容が報酬ルールに沿うものであると取締役会が判断いたしました。

#### ② 会社役員の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬等の額は、2019年8月21日開催の臨時株主総会において、年額400,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、上記報酬額とは別枠で、2017年10月2日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬として株式会社ALINKインターネット第1回新株予約権1,750個を上限として付与する旨決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の報酬等の額は、2018年5月28日開催の第5回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 当該事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	69,505 (4,560)	69,505 (4,560)	— (—)	— (—)	5名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	14,970 (14,970)	14,970 (14,970)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	84,475 (19,530)	84,475 (19,530)	— (—)	— (—)	8名 (4名)

(注) 1. 当社には役員退職慰労金制度はありません。

2. 監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役における協議により決定しております。

3. 上記には前年の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- a. 社外取締役柴田幸夫氏は、ジン・パートナーズ株式会社代表取締役及び株式会社コレックホールディングス社外取締役を兼職しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- b. 社外常勤監査役横小路喜代隆氏は日本シエムケイ株式会社社外監査役を兼職しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- c. 社外監査役木村貴弘氏は、木村・多久島・山口法律事務所パートナー弁護士を兼職しております。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- d. 社外監査役田嶋清孝氏は、田嶋清孝公認会計士事務所所長、株式会社スタサポ会計ラボ代表取締役、株式会社ミライスピーカー社外監査役、DFree株式会社社外監査役、株式会社Jiksak Bioengineering社外監査役、株式会社MJOLNIR SPACEWORKS社外監査役、カイトク株式会社社外監査役を兼職しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴田幸夫	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、主に経営者及び社外取締役としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を行うなど、経営監督機能を十分に発揮しております。
監査役	横小路喜代隆	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会19回の全てに出席し、上場企業における管理部門及び常勤監査役としての経験、知見から経営全般に対する発言を適宜行っております。
監査役	木村貴弘	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会19回の全てに出席し、主に弁護士としての豊富な経験、その専門的知見から経営全般に対する発言を適宜行っております。
監査役	田嶋清孝	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回及び監査役会19回のうち18回出席し、主に公認会計士としての豊富な経験、専門的知見から経営全般に対する発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 監査役会は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、会計監査人より作成及び提出された見積書について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が2,670千円あります。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提出する議案の内容として決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,742,171</b>	<b>流動負債</b>	<b>435,529</b>
現金及び預金	455,389	買掛金	43,208
売掛金及び契約資産	186,927	短期借入金	300,000
商 品	6,369	未払法人税等	2,634
貯 蔵 品	2,921	契 約 負 債	24,330
短期貸付金	1,020,727	賞与引当金	1,295
そ の 他	69,835	株主優待引当金	10,015
		ポイント引当金	573
		そ の 他	53,472
<b>固定資産</b>	<b>98,314</b>	<b>固定負債</b>	<b>16,266</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>25,852</b>	資産除去債務	16,266
建物及び構築物	16,007		
機械装置及び運搬具	8,300	<b>負債合計</b>	<b>451,796</b>
そ の 他	1,544	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>72,461</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,388,555</b>
投資有価証券	0	資 本 金	138,087
敷金及び保証金	40,671	資本剰余金	173,851
繰延税金資産	7,832	利益剰余金	1,403,198
そ の 他	23,958	自 己 株 式	△326,582
		新株予約権	133
		<b>純資産合計</b>	<b>1,388,689</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,840,485</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,840,485</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2025年3月1日から  
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,015,965
売 上 原 価		588,247
売 上 総 利 益		427,717
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		522,335
営 業 損 失		94,618
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	22,139	
受 取 精 算 金	11,014	
不 動 産 賃 貸 料	5,082	
そ の 他	6,185	44,421
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,872	
不 動 産 賃 貸 費 用	9,008	
そ の 他	1	12,882
経 常 損 失		63,079
特 別 損 失		
減 損 損 失	186,345	186,345
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		249,424
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,744	
法 人 税 等 調 整 額	2,287	23,031
当 期 純 損 失		272,456
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		272,456

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,682,232</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>377,408</b>
現金及び預金	438,992	買掛金	11,259
売掛金及び契約資産	153,153	短期借入金	300,000
貯蔵品	2,921	未払金	18,987
前払費用	13,993	未払費用	10,969
未収収益	1,463	未払法人税等	2,454
未収消費税等	29,443	契約負債	11,489
短期貸付金	1,020,727	預り金	10,364
その他	21,538	賞与引当金	1,295
		株主優待引当金	10,015
<b>固 定 資 産</b>	<b>100,133</b>	ポイント引当金	573
<b>有形固定資産</b>	<b>25,852</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>16,266</b>
建物	16,007	資産除去債務	16,266
機械及び装置	8,300		
工具、器具及び備品	1,544	<b>負 債 合 計</b>	<b>393,675</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>74,280</b>	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社長期貸付金	1,818	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,388,555</b>
投資有価証券	0	資 本 金	138,087
関係会社株式	0	資 本 剰 余 金	173,851
長期前払費用	14,512	資本準備金	135,087
投資不動産	9,445	その他資本剰余金	38,763
繰延税金資産	7,832	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,403,198</b>
敷金及び保証金	40,671	その他利益剰余金	1,403,198
		繰越利益剰余金	1,403,198
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△326,582</b>
		新株予約権	133
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,782,365</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,388,689</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,782,365</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年 3 月 1 日から  
2026年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		729,574
売 上 原 価		371,986
売 上 総 利 益		357,587
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		338,247
営 業 利 益		19,339
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,531	
受 取 精 算 金	11,014	
業 務 受 託 料	6,000	
不 動 産 賃 貸 料	5,082	
そ の 他	6,164	51,792
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,872	
不 動 産 賃 貸 費 用	9,008	12,880
経 常 利 益		58,251
特 別 損 失		
減 損 損 失	9,452	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	274,999	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	98,181	382,633
税 引 前 当 期 純 損 失		324,382
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,555	
法 人 税 等 調 整 額	2,287	22,842
当 期 純 損 失		347,225

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社ALINKインターネット  
取締役会 御中

### 三優監査法人

#### 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 鳥井 仁  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 井上 道明  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ALINKインターネットの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ALINKインターネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年4月23日

株式会社A L i N K インターネット  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

#### 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 鳥井 仁  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 井上 道明  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A L i N K インターネットの2025年3月1日から2026年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月27日

株式会社A L i N Kインターネット 監査役会

常勤社外監査役	横小路 喜代隆	印
社外監査役	木村 貴弘	印
社外監査役	田嶋 清孝	印

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都豊島区西池袋一丁目11番1号  
メトロポリタンプラザビル 12F  
ステーションコンファレンス池袋 Room 1  
TEL 03-5954-1030 (代表)

## 池袋駅の各路線から会場までのご案内

### JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン

JR池袋駅構内より④メトロポリタン口改札をご利用ください。

その先は下記地図をご参照ください。

### 東京メトロ丸ノ内線

中央通路中央改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

### 東京メトロ有楽町線

有楽町線池袋駅構内より①南通路西改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

### 東京メトロ副都心線

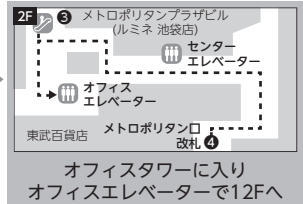
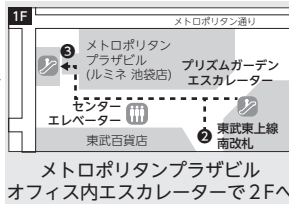
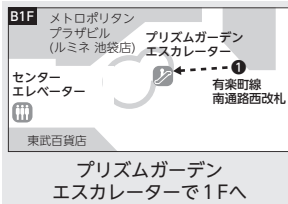
西通路東改札を出て、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。

### 東武東上線

東武線池袋駅構内より②南改札をご利用ください。その先は下記地図をご参照ください。

### 西武池袋線

B1F改札より池袋駅コンコースを通り、①有楽町線南通路西改札に向かい、その先は下記地図をご参照ください。



株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alink.ne.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。

# UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。